

経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知第 号)に係る貨物について、
経済産業大臣意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしたので、関税法第
69条の17第1項の規定に基づき通知します。

記

延長内容

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 当初の期間末日 | 令和 年 月 日 |
| (2) 延長後の期間末日 | 令和 年 月 日 |

(注) 経済産業大臣意見照会請求とは、関税法第69条の17第1項の規定により、保護対象営業秘密に係る貨物についての認定手続が執られた場合に、当該貨物の不正競争差止請求権者又は当該貨物を輸入しようとする者が、一定の期間内、税関長に対し、当該貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる制度です。

上記の認定手続開始通知書に係る貨物については、本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。

(規格 A 4)